

平成20年11月20日

中国：増値税輸出還付率を引き上げ 完成車、部品が9%から11%に

中国財政部、国家税務総局などは11月17日、「労働集約型製品の増値税輸出還付率の引き上げに関する通知「財税〔2008〕144号」を発表した。

それによると機電製品、日用雑貨など3,770品目にわたる輸出製品の還付率が引き上げられた。

自転車関係ではタイヤ、チューブの還付率が5%から9%に、自転車用照明装置が13%から14%に、シューズが11%から13%に、完成車及び部品が9%から11%に引き上げられた。実施は12月1日からである。(ローラーチェーン、ロックは今回対象となっていない)

12月1日以降の製品別の還付率は添付の一覧表を参照されたい。

今回の通知と対象となる製品リストは下記のサイトで参照可能。

http://www.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200811/t20081117_90454.html

増値税輸出還付率一覧表(自転車・関連部品)

関税コード	品名	現行還付率(%)	12月1日以降の還付率(%)
3926.909090	リフレクター	5	9
4011.5000	ゴム製の空気タイヤ(新品のもの)(自転車用のもの)	5	9
4013.2000	ゴム製のインナーチューブ(自転車用のもの)	5	9
4209.9200	樹脂製バスケット(注)	11	13
6211.3390	ウェア	11	14
6211.4300			
6403.1900 90	シューズ	11	13
7315.1110	ローラーチェーン(自転車用のもの)	5	5
7326.2090	鋼鉄製バスケット	5	5
8301.4000	固定型ロック	5	5
8301.5000	チェーンロック	5	5
8512.1000	自転車用照明装置	13	14
8711.9010 10	電動自転車	9	11
8711.9010 90	その他の電動及び電動アシストオートバイ及び側車(原動機足踏両用車及び足踏車を含む。)	9	11
8712.0020	競技用自転車	9	11
8712.0030	マウンテンバイク	9	11
8712.0041	クロスカントリーバイク(16,18,20 インチのもの)	9	11
8712.0049	その他のクロスカントリー	9	11
8712.0081	16 インチ以下のもの	9	11
8712.0081 10	12-16 インチのもので、他の項に該当するものを除く。	9	11
8712.0081 90	11 インチ以下のもの、他の項に該当するものを除く。	9	11
8712.0089	その他の自転車	9	11
8712.0090	その他の非自動足踏み車	9	11
8714.9100	フレーム、ホーク及びその部品	9	11
8714.9200	リム、スポーク	9	11
8714.9310	ハブ	9	11
8714.9320	フリーホイール	9	11
8714.9390	その他	9	11
8714.9400	ブレーキ(コースターブレーキハブ、ハブブレーキを含む)及びその部品	9	11
8714.9500	サドル	9	11
8714.9610	ペダル及びその部品	9	11
8714.9620	ギヤクランク及びその部品	9	11
8714.9900	その他	9	11

注:樹脂製バスケットは関税コード 3926 の中に分類される場合もあり、その場合は 12 月 1 日以降 9%となる。

(上海事務所)



この報告書は、競輪の補助金を受けて作成したものです。